

公

報

○大藏省達第八十四號 廉縣沖縄縣及北海道三縣之除ノ  
信託儲蓄配付金及中央儲蓄ヨリ補助金ノ額ハ當省ヲ經由シ會計  
當省國債局ヲ據テ交存候總決算帳ノ協ハ當省ヲ經由シ會計  
檢査院へ差出候儀ト心得ヘ

右相應候事

明治十七年十一月二十五日 大藏卿 松方正義

○大藏省告示第百三十四號 金祿公債證書抽換執行ニ付五十圓以下ノ證書五百圓證書ト  
交換出ノ億停止ノ旨本年告第四十六號ナ以テ及告示置候  
處今般抽換執行相濟候。付解停候條過ル十三年五月當省甲  
第七十一號布達ノ通相心得交換屬出ルト得

右告示候事

明治十七年十一月二十五日 大藏卿 松方正義

○明治十七年十一月十四日 正六位勳四等 井上 敦通  
錦從五位 全全 桜村 延勝

時事報紙

社告

時事新報業約賛讀者諸君へ申上候

○時事新報業約賛讀御注文被成下候節は(東京横濱兩市中

御住居は御方と除き)同時お代金御送致被成下候様奉願候

右金員當方より到着仕候節其旨郵書を以て別に御通知は不申

上其代りに毎日御郵送申上候時事新報の帶封表面御名前の前

脇に「何月何日」と記入仕置候間此日附は即ち御拂込みの前

金相切れ可申請日よし此期日までの時事新報代價并に郵

便税とも御拂済相成候事と御承知被成下度候

○郵便爲換又は銀行爲換等を以て時事新報代價並に郵便税共一錢

又は二錢被郵便手にて御拂入れ被成下候て苦しからば候

○時事新報業約賛讀は諸君にて住所御移轉等のため新報配

達先き御取替へ被成度節ハ新舊兩方の所書を併せて御通知

被成下度候

○郵便爲換又は銀行爲換等を以て時事新報代價並に郵

便税ハ一箇月分廿六錢、一箇年分三圓十二錢の割を以て前金

ふて申請るとよ相改め候

新聞記者ハ政論ノ責ヲ負擔ス

今ノ不景氣ハ前以テ吾人ノ想徳シ得ザリシ程ノモノニシテ  
全社會事々物々其光候ナシタルノ落ノ埼玉縣下暴動

ノ如キモ不景氣ヨリ生タル諸事物目錄ノ中ニ算入シア太

遇ナキモノ、如ク然リ世ニ梅毒患者アリ、病毒全身ニ傷不ク

シテ或ハ肺チ患ヒ或ハ眼チ煩ヒ或ハ「レウマチズム」ニ罹ル

「アラン肺病眼病直ナニ梅毒ニ關係ナキモノ、如クナレヒ

萬ト其原因ナリセバ身内ノ梅毒發シテ肺病トナリ又眼病ト

ナルナ見スベニ鼻ノ落ノミナ見テ梅毒ト心得ルハ大ナ

氣ヲ梅毒ノ存在スルガ爲メナリト知ラバ先ダ此病毒ナ除

ニ不換紙幣ヲ發換紙幣ニ改ムルハ先ダ第一ニ着手スモ事

ナレハ確不換紙幣ヲ發換紙幣ノ制一改紙幣ノヨニハ未

ノ以テ病毒ヲ除去スルニ足ク茲必不換紙幣ヲ發換紙幣シテ

適當ノ治療薬用ヲ爲サドレベカラズ左ラバ其治療薬用ハ如

何スベキヤト云フニ基景モ安全ニシテ最モ有効ナルモノハ

鎮遠布設ノ右ニ出ルモノナカラントハ我輩ノ既ニ論述シタ

ル所ナリ

然ルニ東京日々新聞ハ大ニ我輩ノ意見ニ反対ノ説ナ唱ヘ培

王縣ノ暴動ハ遠近權實種々様々ノ原因相集リテ此朱ヲ來タ

トナラバ宜シク先ダ不景氣ノ由來ル所ナ究メテ後ニコレ

ト吐露シテ自カラ得タリトシ外資ヲ輸入シテ全國ニ鎮遠ヲ

布設スルチ以テ不景氣挽回ノ至策ナリトスル者アレニ敦通

ノ論者ナ罵詈攻撃シタリ左レニ此攻撃ヤ唯攻撃ノミニテ他

ハアルズ好シ又暴動ノ重モナル原因ハ不景氣ナリト定メソ

ト匡濟スルノ策ナ説キザルベカラズ然ルニ政論ノ責

セズ漫吉放談スル時藝學者ニハ妄ニ行フベカラザルノ奇説

トナラバ宣シテ不景氣挽回ノ策ナリトスル者アレニ敦通

ハ決シテ永遠ニ不景氣ヲ恢復スルノ正道ニアラズ云々トア

痛ク暴動ノ原因、不景氣ノ原因、并ニ不景氣挽回策ナ説スル

ノ論者ナ罵詈攻撃シタリ左レニ此攻撃ヤ唯攻撃ノミニテ他

ハアルズ好シ又暴動ノ重モナル原因ハ不景氣ナリト定メソ

ト匡濟スルノ策ナ説キザルベカラズ然ルニ政論ノ責

セズ漫吉放談スル時藝學者ニハ妄ニ行フベカラザルノ奇説

トナラバ宣シテ不景氣挽回ノ策ナリトスル者アレニ敦通

ハアルズ好シ又暴動ノ重モナル原因ハ不景氣ナリト定メソ

ト匡濟スルノ策ナ説キザルベカラズ然ルニ政論ノ責

セズ漫吉放談スル時藝學者ニハ妄ニ行フベカラザルノ奇説

トナラバ宣シテ不景氣挽回ノ策ナリトスル者アレニ敦通

ハアルズ好シ又暴動ノ重モナル原因ハ不景氣ナリト定メソ

ト匡濟スルノ策ナ説キザルベカラズ然ルニ政論ノ責

在リテ直接ニ政論ノ柄ナ提ル人ニアラザレハ政論ノ責ナ無  
據スル者ニアラズトスルヘ頗ル誤謬謬謬ノ見タルヲ免ガレ  
ニテモ一切萬論我輩自カラ我輩ノ論ニ對シテ其責ナ負擔セ  
ザルモシナシ其身農夫ニアラザレバ農業論ノ責ニ任せズ  
商業論ニアモ工業論ニアモ城海論ニアモ鐵道論ニアモ兵論  
ニテモ一切萬論我輩自カラ我輩ノ論ニ對シテ其責ナ負擔セ  
トナラバ宣シテ不景氣挽回ノ策ナリトスル者アレニ敦通

王縣ノ暴動ハ遠近權實種々様々ノ原因相集リテ此朱ヲ來タ  
ル所ナリ

然ルニ東京日々新聞ハ大ニ我輩ノ意見ニ反対ノ説ナ唱ヘ培  
王縣ノ暴動ハ遠近權實種々様々ノ原因相集リテ此朱ヲ來タ  
ル所ナリ

## 電報

報

雜報

電

報

電

報

電

報

電

報

電

報

○十一月廿四日龍驤發 英國下院にてハ大多數反對シ  
ナリ試ミニ日々新聞ノ意ヲ察スルニ現政府ノ當路者ノ外ハ  
ナリ試ミニ日々新聞ノ意ヲモアルカ如何ニモ奇性ナル申條

政治論ナリト云フノ意ニテモアルカ如何ニモ奇性ナル申條

ナリ試ミニ日々新聞ノ意ヲモアルカ如何ニモ奇性ナル申條

ナリ試ミニ日々新聞ノ意ヲモアルカ如何ニモ奇性ナル申條

ナリ試ミニ日々新聞ノ意ヲモアルカ如何ニモ奇性ナル申條

ナリ試ミニ日々新聞ノ意ヲモアルカ如何ニモ奇性ナル申條

ナリ試ミニ日々新聞ノ意ヲモアルカ如何ニモ奇性ナル申條

ナリ試ミニ日々新聞ノ意ヲモアルカ如何ニモ奇性ナル申條

ナリ試ミニ日々新聞ノ意ヲモアルカ如何ニモ奇性ナル申條

○上院廢止

供する書類

又親王は

エジ・ラードン

エジ・ラードン

エジ・ラードン

エジ・ラードン

エジ・ラードン

エジ・ラードン

○上院廢止

供する書類

又親王は

エジ・ラードン

エジ・ラードン

エジ・ラードン

エジ・ラードン

エジ・ラードン